

第2号様式を次のように改める。

(第2号様式)

受番	付号						学区	内外
入 学 願								
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いします。 平成 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様								
志 願 者	ふりがな		性		保 護 者	氏 名	(印)	
	氏 名		別			氏 名		
	生年月日	昭和 年 月 日 平成				氏 名		
	生活の本拠	府 県 市 郡 町 村 丁目 番 番地号				生活の本拠	府 県 市 郡 町 村 丁目 番 番地号	
学 歴 及 び 職 歴								
昭和 年 月 日		小学校第6学年卒業						
昭和 年 月 日		中学校第1学年入学						
平成 年 月 日								
平成 年 月 日								
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 学 校 名 校長氏名 職 印								

記載上の注意

- 1 学区内・外等は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 志願者氏名は、必ず本人が書くこと。
- 3 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。

第3号様式を次のように改める。

(第3号様式)

誓 約 書						
このたび貴校へ入学を許可されましたうえは、生徒としての本分に反しないことを誓います。 平成 年 月 日 生 徒 氏 名 印 本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。 平成 年 月 日 保護者 氏 名 印 保証人 氏 名 印 熊本県立 高等学校長 様						
生 徒	ふりがな 氏 名		性別		生年月日	昭和 年 月 日 平成
	現 住 所					
保 護 者	ふりがな 氏 名		性別		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
	現 住 所					
	生徒との関係					
保 証 人	ふりがな 氏 名		性別		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
	現 住 所					
	生徒との関係					

記載上の注意

生徒が成人のときは、保護者欄の記載を要しない。

附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

熊本県立特殊教育学校学則（昭和41年熊本県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、学期を次の2学期とすることができる。この場合には、校長は、あらかじめ、委員会に届け出なければならない。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条に次の1項を加える。

4 第6条第3項又は第4項の規定により学期を2学期とする学校の休業日については、校長は、委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第10条第2項を次のように改める。

2 高等部の卒業までに履修させる教科・科目、自立活動及びそれらの単位数並びに特別活動及びその授業時数並びに総合的な学習の時間の授業時数及び単位数に関する事項は、校長が定める。

第10条第4項を次のように改める。

4 校長は、生徒が高等部の定める指導計画に従って各教科・科目及び自立活動を履修し、それらの成果が各教科・科目及び自立活動の目標からみて満足できると認められる場合には、単位の修得を認定する。

第10条第6項を同条第9項とし、同条第5項後段を削り、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 校長は、生徒が高等部の定める指導計画に従って総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果がねらいからみて満足できると認められる場合には、単位の修得を認定する。

6 校長は、各教科・科目、自立活動及び総合的な学習の時間の出席時数が総授業時数の3分の2以下の者又はその評価が著しく不良な者に対しては、単位の修得を認定しないことができる。

7 校長は、卒業までに修得させる単位数を定め、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程を修了したことを認定する。

第10条の次に次の2条を加える。

第10条の2 知的障害者を教育する養護学校高等部においては、第10条の規定にかかわらず、高等部の卒業までに履修させる各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数は、校長が定める。

2 校長は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間を履修した者で、その成果がそれらの目標（総合的な学習の時間についてはねらい）からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程を修了したことを認定する。

第10条の3 特殊教育学校の高等部において、重複障害者のうち学習が著しく困難な生徒の場合は、第10条の2を準用する。

第24条第4項中「第2項」を「第3項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 校長及び教員が児童、生徒に懲戒を加えるに当たっては、児童、生徒の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第1号様式を次のように改める。